



覚えてください!

私たちは「燃やせるごみ」です

「燃やせるごみ」になったものの中から、現在も、「燃やせないごみ」として出されている主なものです。



ビニール製バケツ



ビニール製洗面器



プラスチックカップ



ヘアブラシ



台所用スポンジ



ビデオテープ



雨ぐつ(ゴム製)



CD・カセットテープ



ゴムボール



グローブ



スリッパ



くつ



ゴムホース



ゴム手袋



カバン類



クッション

●プラマーケ がついているもので、汚れているもの



トレイ類



チューブ・袋類



カップ類



使用後のラップ



分別がしっかりされていないため、「違反ごみ」として収集できないごみ袋

昨年12月から、吾平地区を皮切りにごみの分別ルールが順次変更になり、市民の皆さんには、さらなるごみの減量に向けて取り組んでいただいているところです。しかし、ごみステーションに出されているごみ袋の中には、「燃やせるごみ」と「燃やせないごみ」の分別が適正に行われていないまま、出されているものがあり、このようなごみは、肝属地区清掃センターで処理できないことから、「違反ごみ」として、ごみステーションに残さざるを得ません。ごみの減量のためには、分別がその第一歩です。新しいごみの分別が始まり、市民の皆さんにとっては、分別する手間や煩雑さが軽減されています。ごみを分別することは、ごみに対する減量意識が高

まるきつかけとなりますので、各家庭に配布してあります「**鹿屋市ごみ分別一覧表**」で、ごみの分別ルールを再度確認して、出してください。ごみ分別一覧表がない場合は、お気軽にお問い合わせください。P9にこれまで「燃やせないごみ」であったものの中で、「燃やせるごみ」に変わった主なものを掲載してありますので、ごみ分別の際、参考にしてください。また、市では、ごみの分別方法やごみ出しのルール等について理解を深めてもらうため「ごみ減量出前講座」を実施しています。ぜひ、ご利用ください。

【問い合わせ】市生活環境課 ☎0994-31-1115

分別が、ごみ減量化への第一歩です

ごみステーションにごみを出す時は分別の再確認をお願いします



スプレー缶・ガスボンベの穴のあけ方

※缶切り等で、簡単に空けることができます。



2か所 1か所

必ず2〜3か所以上の穴を開けて、ガスを全部抜いてから資源物(金属類)として出してください。



肝属地区清掃センターでの分別作業は、機械で行うことはできません。分別のご協力をお願いします。